

厚生委員会請願・陳情説明資料

令和8年6月30日

件名	頁
1 5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児 全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願	2
2 5受理番号53 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める 意見書を国に提出することを求める請願	4
3 受理番号8 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求め る陳情	7
4 受理番号9 薬害級の健康被害を出している新型コロナワクチンの副反応の適切な情報収集のため、 副反応疑い報告制度の更なる周知を求める陳情	9

(衛 生 部)

件名	5 受理番号 9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める請願
所管部課名	衛生部保健予防課 学校運営部学務課 子ども家庭部子ども施設指導・支援課
請願の要旨	<p>1 2022年10月より、3歳児健康診査の時に屈折検査機器が導入された。2022年4月から9月までの3歳児には個別対応済みだが、4歳以上は対応されていない。小学校入学前の子どもたちに対し、全員に等しく検査が実施されるよう求める。</p> <p>2 カメラ型屈折検査1回目が正常でも、期間を空けた2回目の検査で屈折異常が見つかることがあると報告されている。小学校入学前まで、定期的に検査を行うことを求める。</p> <p>3 2020年度からはデジタル教科書の普及や、小学校でのプログラミング教育の必修化など、子どもがパソコンやタブレット型端末を扱う機会が多くなり、子どもの目が酷使されやすい環境となる。常日頃から子どもの視力について相談できる窓口の設置や乳幼児の3～4か月健康診査以外にも、1歳半の歯科健康診査で保健センターに来られた際に「目の健康チェックシート」を用いた周知啓発を行うことを求める。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 現状</p> <p>(1) 子どもの視覚異常に対する支援体制について</p> <p>ア 令和4年10月から、3歳児健康診査以降で心配のある方に対するオートレフラクトメーターを用いた検査は、各保健センターの乳幼児経過観察健診で実施することができる体制になっている。</p> <p>イ 3歳児健康診査時の屈折検査・視力検査において、視覚異常の可能性が判明したお子さんについては、紹介状等を発行し、小児専門の眼科医療機関への受診を勧奨している。</p> <p>ウ 健診の他にも、子どもの視覚についての相談は、各保健センター等で随時、保健師が受けており、相談内容によっては、経過観察健診や小児専門の医療機関への紹介を行う体制としている。</p> <p>(2) 1歳6か月児健康診査等での「目の健康チェックシート」を用いた周知啓発について</p> <p>母子健康手帳に記載の2次元コードから「目の健康チェックシート」を見ることができる他、令和4年5月から、3～4か月児健康診査において保護者にリーフレット「目の健康チェックシート」を配付してい</p>

る。

さらに、1歳6か月児健診においても、来所者の手の届くところにチェックシートを置き、持ち帰ることができるように啓発をおこなっている。

また、従来から3～4か月児健康診査においては、小児科医による「追視」や「斜視」などの眼の見え方について、診察を行っている。

2 経緯

- (1) 平成30年頃から都内でも練馬区や千代田区で屈折検査が始まった。
- (2) 厚生労働省子ども家庭局母子保健課から、令和4年2月28日付け、「3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について」（事務連絡）により、屈折検査機器等の整備に対する補助金の通知を受けた。補助率は、国が1/2、区が1/2で、補助額の上限は3,022千円。
- (3) 足立区医師会と調整のうえ、令和4年10月からカメラ型の屈折検査機器を各保健センターで2台ずつ、計10台を導入した。3歳児健康診査での視力検査に加え、屈折検査を実施している。

なお、3歳児健康診査の時期を過ぎてから区内に転入し、目の検査を希望された方には、個別の検査を実施している。

- (4) 隣接する葛飾区、墨田区、荒川区、北区の4区に確認したところ、葛飾区では、3歳児健康診査以降でも、転入者のうち前自治体で屈折検査を行っていない場合は個別の検査を実施している。その他の3区では、3歳児健康診査以降に検査は実施していなかった。

また、令和7年度に5歳児健康診査を実施している千代田区、目黒区、品川区、墨田区に確認したところ、3歳児健康診査以降、5歳児健康診査時も含め屈折検査を行っている区はなかった。

- (5) 保健センターでの3歳児健康診査以降、就学前までに屈折検査を行うことについて、足立区医師会に、屈折検査の時期や回数などについて専門的な知見に基づいた意見を聞いた。

医師会の眼科医によれば、「検査の時期などについては、目の発達の個人差が大きく、一概には答えられないが、心配がある場合は、早めに医療機関を受診するように」と助言を頂いた。

また、令和8年5月には、「受診率が90%以上ある3歳児健診で視力検査していることは良いことである」との助言を頂いた。

なお、就学時健診への導入については、機器の購入や設置、視能訓練士など測定者の人的資源確保の観点から難しい。

3 今後の方針

- (1) 3歳児健康診査以降で心配のある方に対して、保健センターの乳幼児経過観察健診で目の検査が実施できることを引き続き周知していく。
- (2) 今後も、国や東京都、他自治体の動向を注視していく。

件名	5 受理番号 53 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願
所管部課名	衛生部足立保健所感染症対策課
請願の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在世界保健機関（World Health Organization:以下、WHO）総会でされているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。 以上のことを実施するよう、国に意見書を提出することを求める。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	加地 まさなお議員
内容及び経過	<p>1 経緯</p> <p>WHOでは、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際保健規則（IHR）の改正とパンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書（いわゆる「パンデミック条約」）を新しく制定する政府間交渉会議が同時並行で進められ、研究開発の促進や途上国への技術移転、病原体へのアクセスと利益の共有、パンデミック製品のサプライチェーンといった課題について議論がなされてきた。</p> <p>令和6年5月のWHO総会において、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案が提出され、国際保健規則については採択されたが、パンデミック条約は採択されず交渉延長とされた。その後、引き続き交渉会合で議論が重ねられ、令和7年4月の会合で交渉が妥結し、令和7年5月のWHO総会において、「WHOパンデミック協定（仮称）」として協定本体が採択された。</p> <p>なお、協定第12条に規定される病原体へのアクセス及びワクチン等の国際的な配分の仕組みについては、附属書に記載されることとなっているが、内容については各国の合意がなされず、交渉を継続すること、及び令和9年のWHO総会に交渉の成果を提出することが決議された。</p> <p>2 現状</p> <p>(1) パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知することについて</p> <p>ア WHOパンデミック協定採択及び国際保健規則改正について、条文や議事録についてはWHOのホームページに英文で公開されている。</p> <p>イ 交渉自体は非公開であるが、その交渉の経緯や議論の概要等について</p>

ては、外務省の特設ページにおいて公開されている。厚生労働省ホームページでも情報提供されている。

(2) 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始することについて

ア WHOパンデミック協定及び国際保健規則改正の合意案作成については、政府代表が政府間交渉会議に参加した。その過程において、広く意見を聴取する手続きは実施しなかった。

イ WHOパンデミック協定は、前述の附属書の採択後に各国の批准の検討が開始される予定となっており、批准した国が60カ国に達すると発効する。各国での効力は、当該国の憲法上の手続きに従って受託した時に発効する。日本では、条約（本協定を含む）は国会が批准し、内閣が締結することとなっている。

また、国際保健規則については、令和7年9月19日に全加盟国に同時に発効され、各国の批准は必要とされていない。

(3) パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすることについて

ア 外務省は、「WHOパンデミック協定（仮称）に関するQ&A」を公開し、問6「WHOパンデミック協定によって、WHOの権限が国家主権を上回ったり、基本的人権の侵害が生じたりする可能性はあるのでしょうか。」への回答において「WHOパンデミック協定は、国民の健康や福祉について国家が主たる責任を持つとの共通の認識に基づいて作成され、自国の法令を定め、実施する国家の主権的権利を基本原則の一つとして定めています。また、この協定により、WHO事務局（事務局長）に締約国の法令や政策の方向性を指示したり、締約国に対し特定の措置をとること等を義務付けたりする権限を付与されるものではないことも明記されています。」と解説している。

イ また、改正国際保健規則においては、パンデミックへの備え等に関して、WHOが推奨事項を作成して、その実施を支援する際には、締結国の主権の尊重を確実に考慮する旨が記載されている。

ウ 厚生労働大臣は令和5年11月7日記者会見において、当時交渉中のパンデミック条約に関連して「基本的に、安全性の確保を含めて、ワクチンの承認は各国の規制当局によって行われています」と述べた。また、同省ホームページにおいても、人間の尊厳、人権及び基本的自由は尊重されるべきものと記載されている。

3 今後

感染症対策において、区民にとって必要な正しい情報を広報や区ホームページなどで発信していく。

(参考)

1 WHOパンデミック協定の主な内容

- (1) パンデミックの予防及び公衆衛生サーベイランス
- (2) 技術移転及び関連するノウハウに関する協力
- (3) 病原体へのアクセス及び利益配分 (※詳細は今後議論される)

2 国際保健規則の主な改定点

- (1) 「パンデミック緊急事態」の定義を導入
- (2) 医薬品へのアクセスと資金調達の強化に関する連帯と公平性など

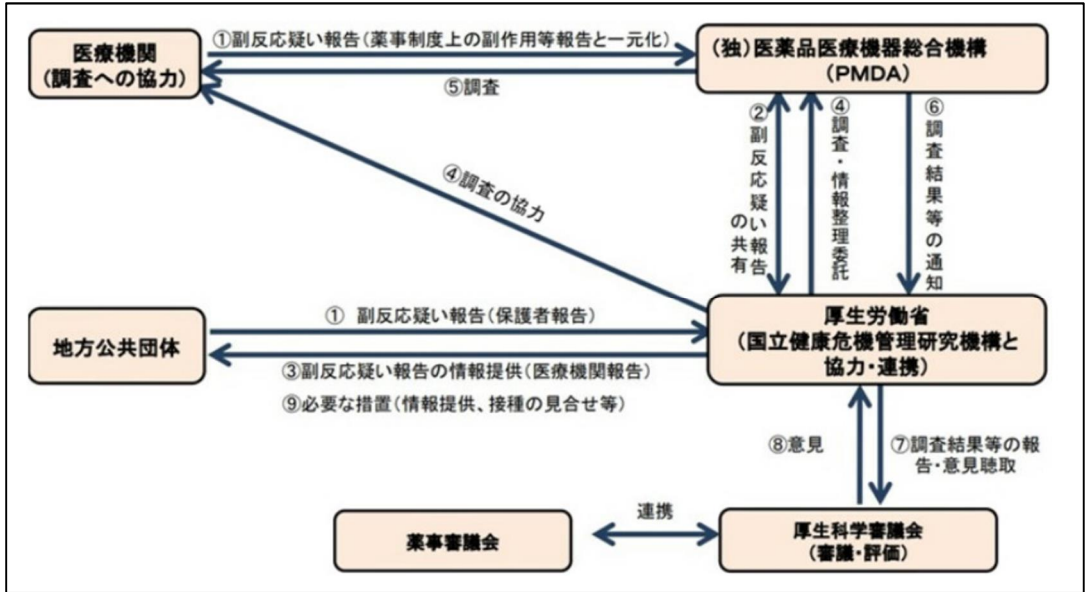
件名	受理番号 8 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情																										
所管部課名	衛生部保健予防課																										
陳情の要旨	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止することについて意見書を国に対して提出することを求める。																										
陳情者等	請願文書表のとおり																										
内容及び経過	<p>1 mRNAワクチンとは</p> <p>ウイルスのタンパク質を作るもとなる遺伝情報の一部を注射して免疫を作る新しいタイプのワクチン。注射したウイルスの遺伝情報をもとに、人の体の中でウイルスのタンパク質の一部が作られ、それに対する抗体などができることで、ウイルスに対する免疫ができる。</p> <p>2 新型コロナワクチンの定期接種で用いられるワクチン</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">mRNAワクチン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">・ファイザー社</td> <td style="padding: 2px;">・モデルナ社</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">・第一三共社</td> <td style="padding: 2px;">・Meiji Seika ファルマ社（レプリコンワクチン）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 定期接種で用いられるワクチン5種のうち4種がmRNAワクチン。他1種は武田薬品社製の組換えタンパクワクチン。</p> <p>3 ワクチンの安全性について</p> <p>国は薬事承認で得られた有効性・安全性の知見を踏まえて、審議会（厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会）で評価し、定期接種において使用できるワクチンとして定めている。</p> <p>なお、予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うのは国の責務と予防接種法により定められている。</p> <p>4 足立区における健康被害救済制度の申請状況（令和8年6月5日時点）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">新型コロナワクチン</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc;">進達件数</th> <th colspan="4" style="background-color: #cccccc;"></th> </tr> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">認定</th> <th style="background-color: #cccccc;">否認</th> <th style="background-color: #cccccc;">審査中</th> <th style="background-color: #cccccc;">返戻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">累計件数</td> <td style="padding: 2px;">58</td> <td style="padding: 2px;">30</td> <td style="padding: 2px;">21</td> <td style="padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定のうち2件が「当該予防接種が死因となった可能性が否定できない」という理由により死亡一時金が認定されている。</p> <p>※ すべて令和6年3月31日までの新型コロナワクチンの臨時接種に対する申請。</p>					mRNAワクチン		・ファイザー社	・モデルナ社	・第一三共社	・Meiji Seika ファルマ社（レプリコンワクチン）	新型コロナワクチン	進達件数					認定	否認	審査中	返戻	累計件数	58	30	21	6	1
mRNAワクチン																											
・ファイザー社	・モデルナ社																										
・第一三共社	・Meiji Seika ファルマ社（レプリコンワクチン）																										
新型コロナワクチン	進達件数																										
		認定	否認	審査中	返戻																						
累計件数	58	30	21	6	1																						

5 区の方針

- (1) 新型コロナウイルスによる年間の死亡者数は約 36,000 人いると報告されており、区の人口に割り返すと約 180 人になる。死亡者のうち約 97%が 65 歳以上の高齢者であり、高齢者の重症化率は高い状況にあるため、重症化を予防するワクチン接種は重要である。
- (2) 予防接種の有効性や安全性については、国が予防接種実施状況や副反応疑い報告を匿名化したデータベースを用いた調査研究を開始している。区としては予防接種法に基づき、新型コロナワクチンを国の定期接種として引き続き実施していく。

件名	受理番号9 薬害級の健康被害を出している新型コロナワクチンの副反応の適切な情報収集のため、副反応疑い報告制度の更なる周知を求める陳情																					
所管部課名	衛生部保健予防課																					
陳情の要旨	厚生労働省からの度重なる周知依頼の通達や予防接種法第3条「予防接種に関する基本的な計画」にある自治体の役割「副反応疑い報告制度の円滑な運用」に則し、新型コロナワクチンの副反応疑い報告制度の徹底した周知を求める。																					
陳情者等	請願文書表のとおり																					
内容及び経過	<p>1 副反応疑い報告制度の概要</p> <p>(1) ワクチン接種の副反応とは ワクチン接種による副反応の多くは、発熱や注射した部分が腫れる等の比較的軽く短期間で治るものであるが、極稀に重いアレルギーなど重症の副反応が起きることがある。</p> <p>(2) 副反応疑い報告 ワクチンの安全性の評価・管理や医療従事者等への情報提供を目的として、医療機関の医師等は、定期の予防接種等を受けた方が、一定の症状を呈していることを知ったときは、その旨を報告しなければならないと予防接種法12条で定められている。</p> <p>【厚生労働省令で定める報告基準（新型コロナウイルス感染症）】</p> <table border="1" data-bbox="403 1312 1214 1664"> <thead> <tr> <th></th> <th>症状</th> <th>発生までの時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アナフィラキシー</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>血栓症（血栓塞栓症を含む）</td> <td>28日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>心筋炎</td> <td>28日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>心膜炎</td> <td>28日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>熱性けいれん</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他の反応</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>収集した報告は、厚生労働省の審議会に報告され、安全性に問題が無いかな等の評価が行われる。</p>		症状	発生までの時間	1	アナフィラキシー	4時間	2	血栓症（血栓塞栓症を含む）	28日	3	心筋炎	28日	4	心膜炎	28日	5	熱性けいれん	7日	6	その他の反応	—
	症状	発生までの時間																				
1	アナフィラキシー	4時間																				
2	血栓症（血栓塞栓症を含む）	28日																				
3	心筋炎	28日																				
4	心膜炎	28日																				
5	熱性けいれん	7日																				
6	その他の反応	—																				

(3) 報告の流れ



医療機関からの医薬品医療機器総合機構（PMDA）への報告は、報告受付サイト、郵送、FAXにより行う。

※ 令和6年3月までの新型コロナワクチンの臨時接種時はFAXでの報告が国により定められていた。

2 区の方針

- (1) 足立区医師会と月に1回程度実施している新興・再興感染症委員会において、引き続き情報提供していく。なお、毎年、区と医療機関の間で予防接種事業の委託契約を行う際には、契約仕様書の中に「副反応の報告」について記載し、注意喚起している。
- (2) 副反応疑い報告は医師からの報告に加え、被接種者や保護者からも報告が可能となっている。制度の周知のため予診票に同封する案内文に、被接種者や保護者からも報告が可能であることを記載する。
- (3) 国や都から再周知の通知等があった際は適切に対応していく。